生じた欠損金額（第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含み、第一項の規定により通算前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの、第四項から第六項まで、この項若しくは次項又は第五十八条第一項の規定によりないものとされたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二　当該通算法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で通算前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の十四第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

9　通算法人について、第六十四条の十第五項の規定により通算承認が効力を失う場合には、その効力を失う日以後に開始する当該通算法人であつた内国法人の各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

第五十七条第十項中「又は第六項の規定」を「の規定」に改め、「青色申告書である」を削り、「これら」を「第二項」に、「又は第六項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の」を「について」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、「及び第五十八条第六項第三号」を削り、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「相互会社」の下に「及び同項に規定する大通算法人」を加え、同項第三号中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「及び」の下に「当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに」を加える。

第五十七条の二第一項中「日（以下この項」の下に「及び次項第一号」を加え、「又は第六項」、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。」及び「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号において「特定支配日」という。）」を削り、同項第一号から第三号まで及び第五号中「特定支配日」を「支配日」に改め、同条第二項中「（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」、「又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」及び「それぞれ」を削り、同項第一号中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定支配日」を「支配日」に、「これらの」を「その」に、「又は適用連結事業年度開始」を「開始」に、「、第三項及び第七項」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又は適用連結事業年度」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは欠損等連結法人」、「又は欠損等連結法人」、「又は適用連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五十八条を次のように改める。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）

第五十八条　内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定の適用については、当該欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失の額で政令で定めるもの（次項及び第三項において「災害損失金額」という。）を超える部分の金額は、ないものとする。

2　内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項の規定の適用については、当該欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額については、同条第三項及び第四項並びに前条の規定は、適用しない。

3　欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に災害損失金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がない場合には、当該事業年度の災害損失金額はないものとして、前二項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条第一項中「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、同項第一号中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するもの（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を除く。次項第二号において同じ」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く」に改め、同項第三号中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第二項中「あつたことその他これに準ずる」を「あり、又は内国法人に第二十五条第三項若しくは第三十三条第四項に規定する」に、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する」を「第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける」に改め、「第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。」及び「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、「当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、「この項及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）（第三号に掲げる場合に該当する場合には、」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「及び前条第一項、この項並びに」を「、この項及び」に、「）の規定」を「（現物分配による資産の譲渡）の規定」に改め、同項第一号中「これらの事実の」を「当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が」に、「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するもの」に、「）　その」を「）におけるその」に改め、同項第二号中「これらの」を「当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める」に改め、「役員等」の下に「（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）」を加え、「場合　その」を「場合におけるその」に改め、同項第三号中「又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合　第二十五条第三項」を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第四項まで」に改め、「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「（連結事業年度において生じた第八十